小布施町公共工事の中間前金払いに関する取扱要領

平成30年8月1日

（目的）

第１条　この要領は、公共工事の中間前金払に関する取扱いについて、必要事項を定め

るものとする。

（範囲）

第2条　中間前金払をする対象は、当初請負金額が130万円以上の土木、建築に関する工事とする。

（割合）

第3条　中間前金払をする額は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払額の合計額は、請負代金額の10分6以内とする。

（公告・通知）

第4条　中間前金払をするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12及び財務規則（昭和63年小布施町規則第15号）第117条の規定により通知するものとする。

（契約約款）

第5条　中間前金払をするときには、工事請負契約約款に中間前金払の事項を設けるものとする。

（認定方法）

第6条　発注者は、請負者から中間前金払認定請求書（様式第1号）の提出があり、次に揚げる要件について適当であると認めるときは、速やかに中間前金払認定書（様式第2号）を請負者に交付する。

　（1）工期の2分の1を経過していること。

（2）工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（支払）

第7条　請負者は、中間前金払請求書（様式第3号）に中間前払金保証証書を添付して請求するものとし、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

（部分払との併用）

第8条　中間前金払は、部分払いと併用することができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払いを受けた後には中間前金払を請求することができない。

2　前項の規定により支払う部分払いの額は、次の式により算定する。

　部分払の$額\leqq $請負代金相当額×（9／10－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額）

　（請負代金相当額とは、建設工事標準請負契約約款第37条（部分払）に定める、工事の出来形部分並びに工事現場の搬入済の工事材料及び製造工場にある工場製品に相応する額とする。）

3 　2回目以降の部分払の請求をする場合において、前項の式中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額請負代金相当額を控除した」とするものとする。

（その他）

第9条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

この要領は、公布の日から施行する。

（様式第1号）

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 工　　期 |  |
| 契約金額 |  |
| 契約年月日 |  |
| 備　　考 |  |
| 　上記の工事について、建設工事請負契約約款第34条第5項の規定により、中間前金払の認定を請求します。　小布施町長　市村　良三　様　　年　　月　　日請負者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　㊞ |

【添付書類】

①工事工程表（施工内容が分かるもの）

②工事写真等

（様式第2号）

中 間 前 金 払 認 定 書

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の相手方 |  |
| 工事名 |  |
| 工事箇所名 |  |
| 工　　　期 |  |
| 契約金額 |  |
| 契約年月日 |  |
| 備　　　考 |  |
| 　上記の工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。　　　年　　月　　日小布施町長　市村　良三 |

（様式第3号）

中 間 前 金 払 請 求 書

　　年　　月　　日

小布施町長　市村　良三　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

請負者　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

下記のとおり、工事請負代金にかかる中間前金払いを請求します。

記

　金　　　　　　　　　　　　　　円 　 （工事請負契約書第34条第3項の請求金額）

（工事請負代金額の10分の2以内相当額）

記

1　工　事　名

2　請負代金額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

3　銀行預金口座　　　金融機関名

　払込依頼

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名義　別口　普通預金　口座

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 口座番号

4　保証内容　　　　保証証書に記載のとおり